

参考 1

第一 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正

一 基本理念規定の改正

(第三条関係)

1 公共工事の品質は、公共工事等に関する技術の研究開発並びにその成果の普及及び実用化が適切に推進され、その技術が新たな技術として活用されることにより、将来にわたり確保されなければならないものとする。

2 公共工事の品質は、公共工事等に従事する者の休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならないものとする。

3 公共工事の品質確保に当たっては、新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果が適切に評価されること等により、新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮されなければならないものとする。

4 公共工事の品質確保に当たっては、調査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術の活用（当該各段階におけるデータの適切な引継ぎ及び多様かつ大量のデータの適正かつ効果的な活用を

含む。以下同じ。）等を通じて、その生産性の向上が図られるように配慮されなければならないものとする。

5 公共工事の品質確保に当たっては、脱炭素化（脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。以下同じ。）に向けた技術又は工夫が活用されるように配慮されなければならないものとする。

二 発注者等の責務規定の改正

（第七条関係）

1 発注者は、発注関係事務を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならないものとする。

(1) 災害応急対策又は災害復旧に関する工事等（以下「災害応急対策工事等」という。）の実施に関する協定（以下単に「協定」という。）に基づき発注者がその実施を要請する災害応急対策工事等に係る三三の保険契約の保険料等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

(2) 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。以下「総合的に価値の最も高い資材等」という。）を採用するに当たっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めるとともに、公共工事等の発注に関し、経済性に配慮しつつ、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めること。

(3) 地域における公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるよう、地域の実情を踏まえ、競争に参加する者に必要な資格、発注しようとする公共工事等の規模その他の入札に関する事項を適切に定めること。

(4) 地域における公共工事の品質確保の担い手がその地域で十分に普及していない技術を円滑に習得することができるよう、発注又は契約の相手方の選定に関し、必要に応じ、当該技術を有する民間事業者と当該地域の民間事業者との連携及び技術的な協力のために必要な措置を講ずること。

(5) 災害からの迅速な復旧復興に資するよう、発注又は契約の相手方の選定に関し、必要に応じ、災害からの迅速な復旧復興に資する事業のために必要な能力を有する民間事業者と地域の民間事業

者との連携及び協力のために必要な措置を講ずること。

(6) 公共工事の契約において市場における労務及び資材等の取引価格の変動に基づく請負代金の額の変更及びその適切な算定方法に関する定めを設け、当該定め適用に関する基準を策定するとともに、当該契約の締結後に当該変動が生じたときは、当該契約及び当該基準に基づき適切に請負代金の額の変更を行うこと。

2 発注者は、発注者及び受注者の負担の軽減に資するよう、発注関係事務の実施に関し、情報通信技術の活用等に努めなければならないものとする。

3 発注者は、災害応急対策工事等の迅速かつ円滑な実施に資するため、公共工事の目的物の被害状況の把握に関し、当該目的物の整備及び維持管理について必要な知識及び経験を有する者を活用するよう努めなければならないものとする。

4 国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行うに際しては、当該目的物の備えるべき品質が将来にわたり確保されるよう、生産性の向上に配慮しつつ、情報通信技術の活用等により、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。

ないものとする。この場合において、当該目的物の維持管理を広域的又は包括的に行うときは、必要な連携体制の構築に努めなければならないものとする。

三 受注者等の責務規定の改正

(第八条関係)

1 公共工事等を実施する者（公共工事等を実施する者となろうとする者を含む。以下同じ。）は、契約された又は将来実施することとなる公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を効果的に活用する能力を含む。）の向上及び技術者、技能労働者等に係る休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならないものとする。

2 公共工事等を実施する者は、その使用する者の有する能力に応じた適切な処遇を確保するとともに、外国人等を含む多様な人材がその有する能力を有効に発揮できるよう、その従事する職業に適應することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善に努めなければならないものとする。

3 協定に基づき災害応急対策工事等を実施する受注者は、当該災害応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び当該災害応急対策工事等の実施について第三者に加えた損害の賠償に

必要な金額を担保するため、当該災害応急対策工事等の実施に当たり、適切な保険契約を締結するよう努めなければならないものとする。

四 競争が存在しないことの確認による方式

（新第二十一条関係）

発注者は、その発注に係る公共工事等に必要な技術、設備又は体制等からみて、その地域において受注者となろうとする者が極めて限られており、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる公共工事等の契約について、当該技術、設備又は体制等及び受注者となることが見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができるものとする。

五 発注関係事務の実施に関する支援等

（新第二十二條第五項及び新第二十三條関係）

1 国及び都道府県は、発注者が発注関係事務の適切な実施に必要な知識又は技術を有する職員を育成することを支援するため、講習会の開催、自らが実施する研修への発注者の職員の受入れ、民間団体による研修の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

2 国は、発注者の発注関係事務の実施の実態を調査し、及びその結果を公表するよう努めるとともに、

その結果を踏まえ、発注者が発注関係事務を適切に実施することができるよう、必要な助言を行わなければならないものとする。

六 公共工事の品質確保のための基盤の整備等

1 職業訓練実施者に対する支援等

（新第二十六条関係）

国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保のため、工事等に関する専門的な知識又は技術を有する人材を育成するための職業訓練を実施する者に対する支援等、工事等に関する基礎的な知識及び技能を習得させるための教育を行う高等学校等と民間事業者及び建設業者団体等との間の連携の促進並びに外国人等を含む多様な人材の確保等に必要な環境の整備の促進について必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

2 労務費等に関する実態調査等

（新第二十七条関係）

(1) 国は、下請負人その他の公共工事を実施する者（以下「下請負人等」という。）に対して市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金が支払われるとともに、下請負人等により公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、公共工事の請負

契約の締結の状況及び下請負人等が講じた公共工事に従事する者の能力等に即した評価に基づく賃金の支払その他の公共工事に従事する者の適切な処遇を確保するための措置に関する実態の調査を行うよう努めなければならないものとする。

(2) 国は、下請負人等に使用される公共工事に従事する者に対して適切に休日を与えられるよう、その休日の付与の実態の調査を行うよう努めなければならないものとする。

(3) 国は、(1)及び(2)による調査の結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、公共工事に従事する者の適正な労働条件の確保のために必要な施策の策定及び実施に努めなければならないものとする。

3 民間事業者等による研究開発の促進等

(1) 民間事業者等による研究開発の促進 (新第二十八条関係)

① 国は、公共工事等に必要高度な技術の研究開発に資するため、技術提案の審査及び価格等の交渉による方式の活用を通じた設計に携わる民間事業者と施工に携わる民間事業者との連携その他の民間事業者等相互間の連携を促進するよう努めなければならないものとする。

② 国は、公共工事等に必要高度な技術の研究開発を民間事業者等に委託し又は請け負わせる場合には、当該民間事業者等がその成果を有効に活用することができるようにするため、当該成果に係る知的財産権の取扱いについて適切に配慮するよう努めなければならないものとする。

(2) 研究開発の安定的な推進

(新第二十九条関係)

国は、公共工事等に関する技術に係る研究機関の機能の強化並びに当該技術の研究開発並びにその成果の普及及び実用化を中長期にわたって安定的に推進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

4 地方公共団体の関係部局の連携

(新第三十条関係)

地方公共団体は、公共工事等の実施の時期の平準化を図るための措置に関する施策その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施に当たっては、公共工事等の入札及び契約に関する業務を担当する部局、公共工事等の実施に関する業務を担当する部局、財政に関する業務を担当する部局その他の関係部局の相互の緊密な連携を確保するよう努めなければならないものとする。

5 国民の関心及び理解の増進

(新第三十一条関係)

国及び地方公共団体は、建設業者団体等と連携しつつ、公共工事の品質確保及びその担い手の活動（災害時における活動を含む。）の重要性に関する国民の関心と理解を深めるため、それらに関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならないものとする。

6 公共工事に関する調査等に係る資格等に関する検討規定の改正

（新第三十二条関係）

国は、公共工事に関する調査等の担い手の中長期的な育成及び確保に留意して、公共工事に関する調査等に係る資格等の評価及び資格等に係る制度の運用の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正

一 適正化指針に定める事項の追加

（第十七条第二項関係）

適正化指針には、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する事務を適切に行うために必要な体制の整備に関するをも定めるものとする。

二 勧告等

（第二十条新第三項及び新第四項関係）

1 第二十条第一項の規定による要請をした場合において、国土交通大臣及び財務大臣は、第十九条第

一項の規定による報告を踏まえ、適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置の的確な実施のために必要があると認めるときは、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、必要な勧告をすることが出来るものとする。

2 第二十条第二項の規定による要請をした場合において、国土交通大臣及び総務大臣は、第十九条第二項の規定による報告を踏まえ、適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置の的確な実施のために必要があると認めるときは、地方公共団体に対し、必要な勧告、助言又は援助をすることが出来るものとする。

第三 測量法の一部改正

一 測量成果の公開規定の改正等

(第二十八条第一項及び第四十二条第二項関係)

1 何人も、国土地理院の長に対し、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる請求をすることが出来るものとする。

(1) 次に掲げる書面の交付の請求

① 基本測量の測量成果又は測量記録が書面をもって作成されているときは、当該書面の謄本又は

抄本

② 基本測量の測量成果又は測量記録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面

(2) 次に掲げる電磁的記録を電磁的方法により提供することの請求

① 基本測量の測量成果又は測量記録が書面をもって作成されているときは、当該書面に記載された事項を記録した電磁的記録

② 基本測量の測量成果又は測量記録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記録した電磁的記録

2 1は、第四十二条第一項に規定する測量成果の写し及び測量記録の写しについての書面の交付の請求又は電磁的記録の提供の請求について準用するものとする。

二 測量士及び測量士補となる資格の追加

(第五十条及び第五十一条関係)

1 国土交通大臣が第五十条第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認定した者は、測量士となる資格を有するものとする。

2 国土交通大臣が第五十一条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認定した者は、測量士補となる資格を有するものとする。

三 測量に関する専門の養成施設の登録要件の柔軟化
(第五十一条の四及び別表関係)

測量に関する専門の養成施設の登録要件について、次の事項を国土交通省令に委任するものとする。

1 講義及び実習を行うべき測量に関する科目

2 測量士及び測量士補の業務において使用される機器であつて実習のために用いるべきものの種類及び保有すべき数量

3 専任教員及び専任教員のうち専門分野を教授することができる者等の資格及び人数

四 測量士及び測量士補となる資格の在り方の検討規定の追加
(第五十四条の二関係)

政府は、測量に関する業務において、測量士及び測量士補の能力が適切に評価され、並びに測量士及び測量士補が十分に活用されるようにするため、測量士及び測量士補の中長期的な育成及び確保に留意して、公共工事の品質確保の促進に関する法律第三十二条の規定による検討とともに、測量士及び測量

士補となる資格の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

五 測量業者としての登録拒否事由の追加

（第五十五条の六第一項関係）

国土交通大臣は、測量業者としての登録を受けようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であるときは、その登録を拒否しなければならないものとする。

第四 その他

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、第三（四を除く。）は、令和七年四月一日から施行するものとする。

（改正法附則第一条関係）

二 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（改正法附則第二条関係）

三 その他所要の規定を整備するものとする。

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律

(公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正)

第一条 公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成十七年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第二十一条」に、「第三節 発注関係事務を適切に実施することができる者

の活用及び発注者に対する支援等(第二十一条―第二十四条)」を「第三節 発注関係事務を適切に実

第四章 公共工事の品質確保のため

施することができる者の活用及び発注者に対する支援等(第二十二条―第二十五条)

に改める。

の基盤の整備等(第二十六条―第三十二条)

」

第三条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項中「の活用」を「(デジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)第二条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。)の活用(当該各段階におけるデータ(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録に記録された情報をいう。以下この項において同じ。)の適切な引継ぎ及び多様かつ大量のデータの適正かつ効果的な活用を含む。以下同じ。)」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加え

る。

14 公共工事の品質確保に当たっては、脱炭素化（脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。）の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガス（同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。第七条第一項第二号において同じ。）に向けた技術又は工夫が活用されるように配慮されなければならない。

第三条第十項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 公共工事の品質確保に当たっては、新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果が適切に評価されること等により、新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮されなければならない。

第三条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第八条第二項」の下に「及び第二十七条第一項」を、「労働時間」の下に「、休日」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「育成され、」を「育成され」に改め、「工事等」の下に「（以下「災害応急対策工事等」という。）」を加え、同項を同条第八項

とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 公共工事の品質は、公共工事等に関する技術の研究開発並びにその成果の普及及び実用化が適切に推進され、その技術が新たな技術として活用されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

第七条第一項第一号中「の保険料」の下に「第五項の協定に基づき発注者がその実施を要請する災害応急対策工事等に係る次条第五項の保険契約の保険料」を加え、同項第九号を同項第十五号とし、同項第八号中「当たっては、」の下に「積極的な」を加え、同号を同項第十四号とし、同項第七号を同項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 公共工事の契約において市場における労務及び資材等の取引価格の変動に基づく請負代金の額の変更及びその適切な算定方法に関する定めを設け、当該定め適用に関する基準を策定するとともに、当該契約の締結後に当該変動が生じたときは、当該契約及び当該基準に基づき適切に請負代金の額の変更を行うこと。

第七条第一項第六号を同項第十一号とし、同項第五号中「第七号」を「第十二号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第四号を同項第五号とし、同号の次に次の四号を加える。

六 公共工事等の発注に関し、経済性に配慮しつつ、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めること。

七 地域における公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるよう、地域の実情を踏まえ、競争に参加する者に必要な資格、発注しようとする公共工事等の規模その他の入札に関する事項を適切に定めること。

八 地域における公共工事の品質確保の担い手がその地域で十分に普及していない技術を円滑に習得することができるよう、発注又は契約の相手方の選定に関し、必要に応じて、当該技術を有する民間事業者と当該地域の民間事業者との連携及び技術的な協力のために必要な措置を講ずること。

九 災害からの迅速な復旧復興に資するよう、発注又は契約の相手方の選定に関し、必要に応じて、災害からの迅速な復旧復興に資する事業のために必要な能力を有する民間事業者と地域の民間事業者との連携及び協力のために必要な措置を講ずること。

第七条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「災害」の下に「その他の特別な事情」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。第六号において「総合的に価値の最も高い資材等」という。）を採用するに当たっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

第七条第五項中「場合は、その」を「に際しては、当該目的物の備えるべき」に、「に配慮しつつ」を「並びに生産性の向上に配慮しつつ、情報通信技術の活用等により」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該目的物の維持管理を広域的又は包括的に行うときは、必要な連携体制の構築に努めなければならない。

第七条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「災害応急対策又は災害復旧に関する工事等」を「災害応急対策工事等」に改め、「建設業者団体」の下に「（第二十六条及び第三十一条において単に「建設業者団体」という。）」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 発注者は、災害応急対策工事等の迅速かつ円滑な実施に資するため、公共工事の目的物の被害状況の

把握に関し、当該目的物の整備及び維持管理について必要な知識及び経験を有する者を活用するよう努めなければならない。

第七条第三項の次に次の一項を加える。

4 発注者は、発注者及び受注者の負担の軽減に資するよう、発注関係事務の実施に関し、情報通信技術の活用等に努めなければならない。

第八条第二項中「労働時間」の下に「、休日」を加え、同条第三項中「受注者」を「公共工事等を実施する者」に改め、「含む」の下に「。次項において同じ」を、「技術的能力」の下に「（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を効果的に活用する能力を含む。）」を、「労働時間」の下に「、休日」を加え、同条に次の二項を加える。

4 公共工事等を実施する者は、その使用する者の有する能力に応じた適切な処遇を確保するとともに、外国人等を含む多様な人材がその有する能力を有効に発揮できるよう、その従事する職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善に努めなければならない。

5 前条第五項の協定に基づき災害応急対策工事等を実施する受注者は、当該災害応急対策工事等に従事

する者の業務上の負傷等に対する補償及び当該災害応急対策工事等の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、当該災害応急対策工事等の実施に当たり、適切な保険契約を締結するよう努めなければならない。

第二十四条中「ため」の下に「、公共工事に関する調査等の担い手の中長期的な育成及び確保に留意して」を、「の評価」の下に「及び資格等に係る制度の運用」を加え、同条を第三十二条とする。

第二十三条中「第二十一条第四項及び前条」を「第二十二条第四項及び第五項並びに前二条」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の章名及び六条を加える。

第四章 公共工事の品質確保のための基盤の整備等

（職業訓練実施者に対する支援等）

第二十六条 国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保のため、工事等に関する専門的な知識又は技術を有する人材を育成するための職業訓練を実施する者に対する支援等、工事等に関する基礎的な知識及び技能を習得させるための教育を行う高等学校等と民間事業者及び建設業者団体等との間の連携の促進並びに外国人等を含む多様な人材の確保等に必要な環境の整備の促

進について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（労務費等に関する実態調査等）

第二十七条 国は、下請負人その他の公共工事を実施する者（以下この項及び次項において「下請負人等」という。）に対して市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金が支払われるとともに、下請負人等により公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、公共工事の請負契約の締結の状況及び下請負人等が講じた公共工事に従事する者の能力等に即した評価に基づく賃金の支払その他の公共工事に従事する者の適切な処遇を確保するための措置に関する実態の調査を行うよう努めなければならない。

2 国は、下請負人等に使用される公共工事に従事する者に対して適切に休日を与えられるよう、その休日の付与の実態の調査を行うよう努めなければならない。

3 国は、前二項の規定による調査の結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、公共工事に従事する者の適正な労働条件の確保のために必要な施策の策定及び実施に努めなければならない。

（民間事業者等による研究開発の促進）

第二十八条 国は、公共工事等に必要な高度な技術の研究開発に資するため、第十八条第一項の契約の方式の活用を通じた設計に携わる民間事業者と施工に携わる民間事業者との連携その他の民間事業者等相互間の連携を促進するよう努めなければならない。

2 国は、公共工事等に必要な高度な技術の研究開発を民間事業者等に委託し又は請け負わせる場合には、当該民間事業者等がその成果を有効に活用することができるようにするため、当該成果に係る知的財産権の取扱いについて適切に配慮するよう努めなければならない。

（研究開発の安定的な推進）

第二十九条 国は、公共工事等に関する技術に係る研究機関の機能の強化並びに当該技術の研究開発並びにその成果の普及及び実用化を中長期にわたって安定的に推進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（地方公共団体の関係部局の連携）

第三十条 地方公共団体は、公共工事等の実施の時期の平準化を図るための措置に関する施策その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施に当たっては、公共工事等の入札及び契約に関する業務を

担当する部局、公共工事等の実施に関する業務を担当する部局、財政に関する業務を担当する部局その他の関係部局の相互の緊密な連携を確保するよう努めなければならない。

（国民の関心及び理解の増進）

第三十一条 国及び地方公共団体は、建設業者団体等と連携しつつ、公共工事の品質確保及びその担い手の活動（災害時における活動を含む。）の重要性に関する国民の関心と理解を深めるため、それらに関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第二十二条を第二十四条とする。

第二十一条第一項中「とすること」の下に「、職員の不足」を加え、同条に次の一項を加える。

5 国及び都道府県は、発注者が発注関係事務の適切な実施に必要な知識又は技術を有する職員を育成することを支援するため、講習会の開催、自らが実施する研修への発注者の職員の受入れ、民間団体による研修の活用促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十一条を第二十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（発注関係事務の実施に関する助言等）

第二十三条 国は、発注者の発注関係事務の実施の実態を調査し、及びその結果を公表するよう努めるとともに、その結果を踏まえ、発注者が発注関係事務を適切に実施することができるよう、必要な助言を行わなければならない。

第三章第二節に次の一条を加える。

（競争が存在しないことの確認による方式）

第二十一条 発注者は、その発注に係る公共工事等に必要な技術、設備又は体制等からみて、その地域において受注者となろうとする者が極めて限られており、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる公共工事等の契約について、当該技術、設備又は体制等及び受注者となることが見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができる。

（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正）

第二条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 前項に規定する措置に関する事務を適切に行うために必要な体制の整備に関すること。

第二十条の見出しを「（要請等）」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の規定による要請をした場合において、国土交通大臣及び財務大臣は、前条第一項の規定による報告を踏まえ、適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置の的確な実施のために必要があると認めるときは、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

4 第二項の規定による要請をした場合において、国土交通大臣及び総務大臣は、前条第二項の規定による報告を踏まえ、適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置の的確な実施のために必要があると認めるときは、地方公共団体に対し、必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

（測量法の一部改正）

第三条 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第五十四条の二」に改める。

第二十八条第一項を次のように改める。

何人も、国土地理院の長に対し、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる請求をすることができる。

一 次に掲げる書面の交付の請求

イ 基本測量の測量成果又は測量記録が書面をもつて作成されているときは、当該書面の謄本又は抄本

ロ 基本測量の測量成果又は測量記録が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面

二 次に掲げる電磁的記録を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求

イ 基本測量の測量成果又は測量記録が書面をもつて作成されているときは、当該書面に記載された事項を記録した電磁的記録

ロ 基本測量の測量成果又は測量記録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記録した電磁的記録

第二十八条第二項中「より謄本又は抄本の交付の申請」を「よる請求」に改める。

第二十九条中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第四十二条第二項を次のように改める。

2 第二十八条の規定は、前項に規定する測量成果の写し及び測量記録の写しについての書面の交付の請求又は電磁的記録の提供の請求について準用する。

第五十条第一号中「除き、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む」を「除く」に、

「、次条、第五十一条の五及び第五十一条の六」を「及び次条第一号」に改め、同条第二号中「（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）」を削り、「、次条、第五十一条の五及び第五十一条の六」を「及び次条第二号」に、「次条第二号、第五十一条の五第一項第二号及び第五十一条の六第二号」を「同号」に改め、同条に次の一号を加える。

六 国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認定した者

第五十一条に次の一号を加える。

五 国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認定した者

第五十一条の四第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「第五十条第三号の登録を受けようとする場合にあつては別表第一の一の項に、同条第四号の登録を受けようとする場合にあつては同表の二の項にそれぞれ掲げる」を削り、「科目」の下に「で国土交通省令で定めるもの」を加え、同項第二号中「別表第二の上欄に掲げる実習機器を、それぞれ同表の下欄に掲げる」を「測量士及び測量士補の業務において使用される機器であつて、実習のために用いるものとして国土交通省令で定めるものを、国土交通省令で定める」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 第一号の国土交通省令で定める測量に関する科目を教授する教員を有し、かつ、専任教員（これらの教員のうち専任の者であつて国土交通省令で定める要件に該当するものをいう。以下この号において同じ。）の人数及び専任教員のうち専門分野を教授することが出来る者その他の国土交通省令で定める者の人数が、それぞれ国土交通省令で定める人数以上であること。

第五十一条の四第一項第四号及び第五号を削る。

第五十一条の五及び第五十一条の六を次のように改める。

第五十一条の五及び第五十一条の六 削除

第五十四条の見出しを「(国土交通省令への委任)」に改め、同条中「の外」を「ほか」に、「試験科目」を「試験科目」に、「手続は、政令」を「事項は、国土交通省令」に改め、第五章中同条の次に次の一条を加える。

(測量士及び測量士補となる資格の在り方の検討)

第五十四条の二 政府は、測量に関する業務において、測量士及び測量士補の能力が適切に評価され、並びに測量士及び測量士補が十分に活用されるようにするため、測量士及び測量士補の中長期的な育成及び確保に留意して、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成十七年法律第十八号)第三十二条の規定による検討とともに、測量士及び測量士補となる資格の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第五十五条の三第五号中「第五号」を「第七号」に改める。

第五十五条の六第一項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第五十五条の六第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第七号において「暴力団員等」という。）

第五十五条の九第二項及び第五十七条第一項第三号中「第六号までの規定」を「第八号までのいずれか」に改める。

別表第一及び別表第二を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条（測量法第五章中第五十四条の次に一条を加える改正規定を除く。附則第四条及び第五条において同じ。）並びに附則第四条及び第五条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下この条において「新入札契約適正化法」という。）第二十条第三項及び第四項の規定の適用については、第二条の規定による改正前の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二十条第一項又は第二項の規定による要請は、新入札契約適正化法第二十条第一項又は第二項の規定による要請とみなす。

（測量法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の測量法（以下この条において「旧測量法」という。）第五十条第三号又は第四号の登録を受けている者及び測量に関する専門の養成施設は、それぞれ第三条の規定による改正後の測量法第五十条第三号又は第四号の登録を受けたものとみなす。この場合において、当該登録の有効期間は、旧測量法第五十条第三号又は第四号の登録の有効期間の残存期間とする。

（罰則に関する経過措置）

第五条 第三条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国土交通省令への委任）

第六条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、国土交通省令で定める。

理 由

公共工事の品質確保の促進を図るため、公共工事の品質確保に関する基本理念、発注者の責務等として、公共工事等に従事する者の休日等の労働環境の改善、地域の実情を踏まえた適切な公共工事等の発注、公共工事等に関する新たな技術の活用等について定めるとともに、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置の適切な実施のための支援、測量に関する専門の養成施設に係る登録の要件の柔軟化等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◎ 公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律 新旧対照条文

○ 公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成十七年法律第十八号)(第一条関係) (傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
目次		目次	
第一章・第二章 (略)		第一章・第二章 (略)	
第三章 多様な入札及び契約の方法等		第三章 多様な入札及び契約の方法等	
第一節 (略)		第一節 (略)	
第二節 多様な入札及び契約の方法(第十四条―第二十一条)		第二節 多様な入札及び契約の方法(第十四条―第二十條)	
第三節 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者に対する支援等(第二十一条―第二十五条)		第三節 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者に対する支援等(第二十一条―第二十四條)	
第四章 公共工事の品質確保のための基盤の整備等(第二十六条―第三十二条)		(新設)	
附則		附則	
(基本理念)		(基本理念)	
第三条 (略)		第三条 (略)	
2ゝ5 (略)		2ゝ5 (略)	
6 公共工事の品質は、公共工事等に関する技術の研究開発並びにその成果の普及及び実用化が適切に推進され、その技術が新たな技術として活用されることにより、将来にわたり確保されなければならない。		(新設)	

7| (略)

8| 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され及び確保されとともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等(以下「災害応急対策工事等」という。)が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

9| 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約(下請契約を含む。)の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法(大正十一年法律第七十号)等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料(第八条第二項及び第二十七条第一項において単に「保険料」という。)等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期(以下「工期等」という。)を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

6| (略)

7| 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され、及び確保されとともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

8| 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約(下請契約を含む。)の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法(大正十一年法律第七十号)等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料(第八条第二項において単に「保険料」という。)等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期(以下「工期等」という。)を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

10| 11| (略)

12| 公共工事の品質確保に当たっては、新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果が適切に評価されること等により、新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮されなければならない。

13| 公共工事の品質確保に当たっては、調査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）の活用（当該各段階におけるデータ（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録に記録された情報をいう。以下この項において同じ。）の適切な引継ぎ及び多様かつ大量のデータの適正かつ効果的な活用を含む。以下同じ。）等を通じて、その生産性の向上が図られるように配慮されなければならない。

14| 公共工事の品質確保に当たっては、脱炭素化（脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。）の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガス（同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。第七条第一項第二号において同じ。）に向けた技術又は工夫が活用され

9| 10| (略)

(新設)

11| 公共工事の品質確保に当たっては、調査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術の活用等を通じて、その生産性の向上が図られるように配慮されなければならない。

(新設)

るように配慮されなければならない。

15| (略)

(発注者等の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、第五項の協定に基づき発注者がその実施を要請する災害応急対策工事等に係る次条第五項の保険契約の保険料、工期等、

12| (略)

(発注者等の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

二 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。第六号において「総合的に価値の最も高い資材等」という。）を採用するに当たっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

三 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するとき、災害その他の特別な事情により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事等の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

四・五（略）

六 公共工事等の発注に関し、経済性に配慮しつつ、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めること。

七 地域における公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるよう、地域の実情を踏まえ、競争に参加す

（新設）

二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するとき、災害により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事等の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

三・四（略）

（新設）

（新設）

る者に必要な資格、発注しようとする公共工事等の規模その他の入札に関する事項を適切に定めること。

八 地域における公共工事の品質確保の担い手がその地域で十分に普及していない技術を円滑に習得することができるよう、発注又は契約の相手方の選定に関し、必要に応じ、当該技術を有する民間事業者と当該地域の民間事業者との連携及び技術的な協力のために必要な措置を講ずること。

九 災害からの迅速な復旧復興に資するよう、発注又は契約の相手方の選定に関し、必要に応じ、災害からの迅速な復旧復興に資する事業のために必要な能力を有する民間事業者と地域の民間事業者との連携及び協力のために必要な措置を講ずること。

十 地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第二項に規定する繰越明許費又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十三条第二項に規定する繰越明許費をいう。第十二号において同じ。）又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四条に規定する債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等

（新設）

（新設）

五 地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第二項に規定する繰越明許費又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十三条第二項に規定する繰越明許費をいう。第七号において同じ。）又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四条に規定する債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の

の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

十一・十二 (略)

十三 公共工事の契約において市場における労務及び資材等の取引価格の変動に基づく請負代金の額の変更及びその適切な算定方法に関する定めを設け、当該定め適用に関する基準を策定するとともに、当該契約の締結後に当該変動が生じたときは、当該契約及び当該基準に基づき適切に請負代金の額の変更を行うこと。

十四 公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、積極的な情報通信技術の活用を図るとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

十五 (略)

2・3 (略)

4 発注者は、発注者及び受注者の負担の軽減に資するよう、発注関係事務の実施に関し、情報通信技術の活用等に努めなければならない。

5 発注者は、災害応急対策工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条

発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

六・七 (略)

(新設)

八 公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、情報通信技術の活用を図るとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

九 (略)

2・3 (略)

(新設)

4 発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法（昭和二十四年法

の三十七に規定する建設業者団体（第二十六条及び第三十一条において単に「建設業者団体」という。）その他の者との災害応急対策工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。

6| 発注者は、災害応急対策工事等の迅速かつ円滑な実施に資するため、公共工事の目的物の被害状況の把握に関し、当該目的物の整備及び維持管理について必要な知識及び経験を有する者を活用するよう努めなければならない。

7| 国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行うに際しては、当該目的物の備えるべき品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保並びに生産性の向上に配慮しつつ、情報通信技術の活用等により、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。この場合において、当該目的物の維持管理を広域的又は包括的に行うときは、必要な連携体制の構築に努めなければならない。

（受注者等の責務）

第八条 （略）

2 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請

律第百号）第二十七条の三十七に規定する建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。

（新設）

5| 国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。

（受注者等の責務）

第八条 （略）

2 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請

負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

3 公共工事等を実施する者（公共工事等を実施する者となろうとする者を含む。次項において同じ。）は、契約された又は将来実施することとなる公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を効果的に活用する能力を含む。）の向上、情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

4 公共工事等を実施する者は、その使用する者の有する能力に応じた適切な処遇を確保するとともに、外国人等を含む多様な人材がその有する能力を有効に発揮できるよう、その従事する職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善に努めなければならない。

5 前条第五項の協定に基づき災害応急対策工事等を実施する受注者は、当該災害応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に

負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

3 受注者（受注者となろうとする者を含む。）は、契約された又は将来実施することとなる公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

（新設）

（新設）

対する補償及び当該災害応急対策工事等の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、当該災害応急対策工事等の実施に当たり、適切な保険契約を締結するよう努めなければならない。

（競争が存在しないことの確認による方式）

第二十一条 発注者は、その発注に係る公共工事等に必要な技術、設備又は体制等からみて、その地域において受注者となるうとする者が極めて限られており、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる公共工事等の契約について、当該技術、設備又は体制等及び受注者となることが見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができる。

第三節 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者に対する支援等

（発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等）

第二十二条 発注者は、その発注に係る公共工事等が専門的な知識又は技術を必要とすること、職員の不足その他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるとき

（新設）

第三節 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者に対する支援等

（発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等）

第二十一条 発注者は、その発注に係る公共工事等が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公

は、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

2-4 (略)

5| 国及び都道府県は、発注者が発注関係事務の適切な実施に必要な知識又は技術を有する職員を育成することを支援するため、講習会の開催、自らが実施する研修への発注者の職員の受入れ、民間団体による研修の活用促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(発注関係事務の実施に関する助言等)

第二十三条 国は、発注者の発注関係事務の実施の実態を調査し、及びその結果を公表するよう努めるとともに、その結果を踏まえ、発注者が発注関係事務を適切に実施することができるよう、必要な助言を行わなければならない。

(発注関係事務の運用に関する指針)

共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

2-4 (略)

(新設)

(新設)

(発注関係事務の運用に関する指針)

第二十四条 (略)

(国の援助)

第二十五条 国は、第二十二條第四項及び第五項並びに前二條に規定するもののほか、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第四章 公共工事の品質確保のための基盤の整備等

(職業訓練実施者に対する支援等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保のため、工事等に関する専門的な知識又は技術を有する人材を育成するための職業訓練を実施する者に対する支援等、工事等に関する基礎的な知識及び技能を習得させるための教育を行う高等学校等と民間事業者及び建設業者団体等との間の連携の促進並びに外国人等を含む多様な人材の確保等に必要環境の整備の促進について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(労務費等に関する実態調査等)

第二十二條 (略)

(国の援助)

第二十三條 国は、第二十一條第四項及び前條に規定するもののほか、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(新設)

(新設)

第二十七条 国は、下請負人その他の公共工事を実施する者（以下この項及び次項において「下請負人等」という。）に対して市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金が支払われるとともに、下請負人等により公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、公共工事の請負契約の締結の状況及び下請負人等が講じた公共工事に従事する者の能力等に即した評価に基づく賃金の支払その他の公共工事に従事する者の適切な処遇を確保するための措置に関する実態の調査を行うよう努めなければならない。

（新設）

2 国は、下請負人等に使用される公共工事に従事する者に対して適切に休日を与えられるよう、その休日の付与の実態の調査を行うよう努めなければならない。

3 国は、前二項の規定による調査の結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、公共工事に従事する者の適正な労働条件の確保のために必要な施策の策定及び実施に努めなければならない。

（民間事業者等による研究開発の促進）

第二十八条 国は、公共工事等に必要な高度な技術の研究開発に資するため、第十八条第一項の契約の方式の活用を通じた設計に携わる民間事業者と施工に携わる民間事業者との連携その他の民間事業者等相互間の連携を促進するよう努めなければならない。

（新設）

2| 国は、公共工事等に必要な高度な技術の研究開発を民間事業者等に委託し又は請け負わせる場合には、当該民間事業者等がその成果を有効に活用することができるようになるため、当該成果に係る知的財産権の取扱いについて適切に配慮するよう努めなければならない。

（研究開発の安定的な推進）

第二十九条 国は、公共工事等に関する技術に係る研究機関の機能の強化並びに当該技術の研究開発並びにその成果の普及及び実用化を中長期にわたって安定的に推進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（新設）

（地方公共団体の関係部局の連携）

第三十条 地方公共団体は、公共工事等の実施の時期の平準化を図るための措置に関する施策その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施に当たっては、公共工事等の入札及び契約に関する業務を担当する部局、公共工事等の実施に関する業務を担当する部局、財政に関する業務を担当する部局その他の関係部局の相互の緊密な連携を確保するよう努めなければならない。

（新設）

（国民の関心及び理解の増進）

第三十一条 国及び地方公共団体は、建設業者団体等と連携しつつ、公共工事の品質確保及びその担い手の活動（災害時における活動を含む。）の重要性に関する国民の関心と理解を深めるため、それらに関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（公共工事に関する調査等に係る資格等に関する検討）

第三十二条 国は、公共工事に関する調査等に関し、その業務の内容に応じた必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、公共工事に関する調査等の担い手の中長期的な育成及び確保に留意して、これらに係る資格等の評価及び資格等に係る制度の運用の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（新設）

（公共工事に関する調査等に係る資格等に関する検討）

第二十四条 国は、公共工事に関する調査等に関し、その業務の内容に応じた必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、これらに係る資格等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）（第二条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前
（適正化指針の策定等） 第十七条（略） 2 適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 六（略） 七 前項に規定する措置に関する事務を適切に行うために必要な体制の整備に関すること。 八（略） 三 七（略） （要請等） 第二十条（略） 2（略） 3 第一項の規定による要請をした場合において、国土交通大臣及び財務大臣は、前条第一項の規定による報告を踏まえ、適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置の的確な実施のため必要があると認めるときは、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、必要な勧告をすることができ。		（適正化指針の策定等） 第十七条（略） 2 適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 六（略） （新設） 七（略） 三 七（略） （要請） 第二十条（略） 2（略） （新設） （新設）

ひ総務大臣は、前条第二項の規定による報告を踏まえ、適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置の確な実施のため必要があると認めるときは、地方公共団体に対し、必要な報告、助言又は援助をすることができる。

改正後	改正前
目次 第一章～第四章 （略） 第五章 測量士及び測量士補（第四十八条―第五十四条の二） 第六章～第八章 （略） 附則 （測量成果の公開） 第二十八条 何人も、国土地理院の長に対し、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる請求をすることができる。 一 次に掲げる書面の交付の請求 イ 基本測量の測量成果又は測量記録が書面をもつて作成されているときは、当該書面の謄本又は抄本 ロ 基本測量の測量成果又は測量記録が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面	目次 第一章～第四章 （略） 第五章 測量士及び測量士補（第四十八条―第五十四条） 第六章～第八章 （略） 附則 （測量成果の公開） 第二十八条 基本測量の測量成果及び測量記録の謄本又は抄本の交付を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土地理院の長に申請をしなければならない。 （新設）

二 次に掲げる電磁的記録を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求

イ 基本測量の測量成果又は測量記録が書面をもつて作成されているときは、当該書面に記載された事項を記録した電磁的記録

ロ 基本測量の測量成果又は測量記録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記録した電磁的記録

2 前項の規定による請求をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(測量成果の複製)

第二十九条 基本測量の測量成果のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書（これらが電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。第四十三条において「図表等」という。）を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土地理院の長の承認を得なければならない。

(新設)

2 前項の規定により謄本又は抄本の交付の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(測量成果の複製)

第二十九条 基本測量の測量成果のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書（これらが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。第四十三条において「図表等」という。）を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、国

(測量成果の写しの保管及び閲覧)

第四十二条 (略)

2 第二十八条の規定は、前項に規定する測量成果の写し及び測量記録の写しについての書面の交付の請求又は電磁的記録の提供の請求について準用する。

3 (略)

(測量士となる資格)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、測量士となる資格を有する。

一 大学(短期大学を除く。)であつて文部科学大臣の認定を受けたもの(以下この号及び次条第一号において単に「大学」という。)において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者で、測量に関し一年以上の実務の経験を有するもの

二 短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校

土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土地理院の長の承認を得なければならない。

(測量成果の写しの保管及び閲覧)

第四十二条 (略)

2 前項に規定する測量成果の写し及び測量記録の写しの謄本又は抄本の交付を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土地理院の長に申請をしなければならない。この場合においては、第二十八条第二項の規定を準用する。

3 (略)

(測量士となる資格)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、測量士となる資格を有する。

一 大学(短期大学を除き、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)であつて文部科学大臣の認定を受けたもの(以下この号、次条、第五十一条の五及び第五十一条の六において単に「大学」という。)において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者で、測量に関し一年以上の実務の経験を有するもの

二 短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校

であつて文部科学大臣の認定を受けたもの（以下この号及び次条第二号において「短期大学等」と総称する。）において、測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。同号において同じ。）で、測量に関し三年以上の実務の経験を有するもの

三〇五 （略）

六 国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認定した者

（測量士補となる資格）

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、測量士補となる資格を有する。

一〇四 （略）

五 国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認定した者

（登録の要件等）

第五十一条の四 国土交通大臣は、第五十一条の二の規定による登

（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）であつて文部科学大臣の認定を受けたもの（以下この号、次条、第五十一条の五及び第五十一条の六において「短期大学等」と総称する。）において、測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。次条第二号、第五十一条の五第一項第二号及び第五十一条の六第二号において同じ。）で、測量に関し三年以上の実務の経験を有するもの

三〇五 （略）

（新設）

（測量士補となる資格）

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、測量士補となる資格を有する。

一〇四 （略）

（新設）

（登録の要件等）

第五十一条の四 国土交通大臣は、第五十一条の二の規定による登

録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 測量に関する科目で国土交通省令で定めるものについて、講義及び実習を行うものであること。

二 測量士及び測量士補の業務において使用される機器であつて、実習のために用いるものとして国土交通省令で定めるものを、国土交通省令で定める数量以上の数量有していること。

三 第一号の国土交通省令で定める測量に関する科目を教授する教員を有し、かつ、専任教員（これらの教員のうち専任の者であつて国土交通省令で定める要件に該当するものをいう。以下この号において同じ。）の人数及び専任教員のうち専門分野を教授することができる者その他の国土交通省令で定める者の人数が、それぞれ国土交通省令で定める人数以上であること。

（削る）

録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 第五十条第三号の登録を受けようとする場合にあつては別表第一の一の項に、同条第四号の登録を受けようとする場合にあつては同表の二の項にそれぞれ掲げる測量に関する科目について、講義及び実習を行うものであること。

二 別表第二の上欄に掲げる実習機器を、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上の数量有していること。

三 別表第一に掲げる測量に関する科目を教授する教員を有し、かつ、これらの教員のうち専任の者（以下「専任教員」という。）の人数が、第五十条第三号の登録を受けようとする場合にあつては三人（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた人数）、同条第四号の登録を受けようとする場合にあつては六人（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに二を加えた人数）以上であること。

四 専任教員のうち、専門分野（測地に関する科目（別表第一の一の項第五号から第八号までに掲げる科目をいう。）に関する分野（以下「測地分野」という。）及び地図に関する科目（同項第九

(削る)

2
(略)

第五十一条の五及び第五十一条の六
削除

号から第十一号までに掲げる科目をいう。)に関する分野(以下「地図分野」という。)をいう。以下同じ。)を教授することができ
る者の人数が、測地分野又は地図分野ごとにそれぞれ一人以上
であること。

五 専任教員のうち一人は、主任専任教員(専門分野を統括し、かつ、別表第一に掲げる測量に関する科目に関する高度な測量技術を主任する者をいう。以下同じ。)であること。

2
(略)

(専任教員の資格)

第五十一条の五 専任教員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 大学において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、専門分野に関する教育に五年以上従事し、かつ、第四十九条第一項に規定する測量士の登録(以下単に「測量士の登録」という。)を受けているもの

二 短期大学等において、測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、専門分野に関する教育に八年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているもの

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有する者

2 専任教員は、他の養成施設の専任教員と兼務することができない。

(主任専任教員の資格)

第五十一条の六 主任専任教員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 大学において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、専門分野のうち第五十一条の四第一項第四号の規定により自己が教授する分野である測地分野又は地図分野（以下この号及び次号において「担当分野」という。）に関する教育に八年以上又は担当分野に関する教育に五年以上かつ専門分野のうち担当分野以外の分野に関する教育に三年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているもの

二 短期大学等において、測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、担当分野に関する教育に十一年以上又は担当分野に関する教育に八年以上かつ専門分野のうち担当分野以外の分野に関する教育に三年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているもの

（国土交通省令への委任）

第五十四条 この法律に定めるものを除くほか、測量士又は測量士補の登録に関して必要な手続及び測量士又は測量士補の試験科目その他試験に関して必要な事項は、国土交通省令で定める。

（測量士及び測量士補となる資格の在り方の検討）

第五十四条の二 政府は、測量に関する業務において、測量士及び測量士補の能力が適切に評価され、並びに測量士及び測量士補が十分に活用されるようにするため、測量士及び測量士補の中長期的な育成及び確保に留意して、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第三十二条の規定による検討とともに、測量士及び測量士補となる資格の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（登録申請書の添付書類）

第五十五条の三 前条の登録申請書には、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 四 （略）

五 登録申請者（法人である場合においては、その役員を含む。）

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有する者

（施行規定）

第五十四条 この法律に定めるものを除くの外、測量士又は測量士補の登録に関して必要な手続及び測量士又は測量士補の試験科目その他試験に関して必要な手続は、政令で定める。

（新設）

（登録申請書の添付書類）

第五十五条の三 前条の登録申請書には、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 四 （略）

五 登録申請者（法人である場合においては、その役員を含む。）

及び法定代理人が第五十五条の六第一項第一号から第七号までに該当しない者であることを誓約する書面

六 (略)

(登録の拒否)

第五十五条の六 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は登録申請書若しくは添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 三 (略)

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第七号において「暴力団員等」という。)

五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
六 法人でその役員のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者のあるもの

七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

八 (略)

2 (略)

及び法定代理人が第五十五条の六第一項第一号から第五号までに該当しない者であることを誓約する書面

六 (略)

(登録の拒否)

第五十五条の六 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は登録申請書若しくは添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 三 (略)

(新設)

四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前三号又は次号のいずれかに該当するもの
五 法人でその役員のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する者のあるもの

(新設)

六 (略)

2 (略)

(廃業等の届出)

第五十五条の九 (略)

2 測量業者は、第五十五条の六第一項第一号及び第三号から第八号までのいずれかに該当するに至つたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

(登録の取消し又は営業の停止)

第五十七条 国土交通大臣は、測量業者が次の各号の一に該当するときは、当該測量業者の登録を取り消さなければならない。

一・二 (略)

三 第五十五条の九第二項の規定による届出がなくて第五十五条の六第一項第一号及び第三号から第八号までのいずれかに該当する事実が判明したとき。

2・3 (略)

(削る)

(廃業等の届出)

第五十五条の九 (略)

2 測量業者は、第五十五条の六第一項第一号及び第三号から第六号までの規定に該当するに至つたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

(登録の取消し又は営業の停止)

第五十七条 国土交通大臣は、測量業者が次の各号の一に該当するときは、当該測量業者の登録を取り消さなければならない。

一・二 (略)

三 第五十五条の九第二項の規定による届出がなくて第五十五条の六第一項第一号及び第三号から第六号までの規定に該当する事実が判明したとき。

2・3 (略)

別表第一(第五十一条の四関係)

項	測量に関する科目
一	一 測量に関する法規
二	二 測量に関する数学

	二
三 測量に関する情報処理 四 測量学概論 五 三角測量 六 多角測量 七 汎地球測位システム測量 八 水準測量 九 地形測量 十 写真測量 十一 地図編集 十二 応用測量 十三 その他の測量関連科目	一 測量に関する法規及びこれに関連する国際条約 二 測量に関する基礎理学 三 測量に関する基礎工学 四 測地測量 五 地形測量 六 写真測量 七 地図編集 八 応用測量 九 地理情報システム 十 測量に関する課題研究

	十一 測量に関する表現技術
	十二 測量実務

(削る)

別表第二(第五十一条の四関係)

実習機器	数量
セオドライト	十五式(五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに十を加えた数量)
レベル	十五式(五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに十を加えた数量)
電子レベル	一式(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量)
汎地球測位システム測量機	一式(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量)
平板	二十式(五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに十を加えた数量)
電子平板	一式(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに十を加えた数量)

	反射式実体鏡	五台（五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量）
	図化機又は解析図化機	一台（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量）
	スキヤナ	一台（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量）
	ディジタイザ	一台（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量）
	プロッタ	一台（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量）
	パーソナルコンピュータ	二十台（五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに五を加えた数量）
備考		

一 セオドライトの数量のうち五分の一以上は、距離を測定する機能を備えたものとする。

二 第五十条第四号の登録を受けようとする場合にあつては、汎地球測位システム測量機及び電子平板の項中「二式」とあるのは「二式」とし、かつ、平板を有することを要しない。